

# 学 生 諸 君 へ

## 未成年者の飲酒とアルコール・ハラスメントの禁止 及び飲酒による事故の防止について

これからの学生生活において、さまざまな行事等で飲酒の機会が多くなることと思いますが、以下3点を厳守願います。

違反した場合、サークル等においては、休部及び廃部を含めた措置を学生生活委員会で検討し、厳格に対処します。個人においても、場合によっては学則に基づき処分します。

### 1 未成年者の飲酒禁止

- ・未成年者の飲酒は法律で禁止されています。周囲の人も飲ませない・勧めない！

### 2 アルコール・ハラスメントの禁止

- ・飲酒の強要
- ・イッキ飲ませ
- ・意図的な酔いつぶし
- ・飲めない人への配慮を欠くこと
- ・酔ったうえでの迷惑行為

### 3 飲酒事故の防止

- ・危ないと感じる事があれば、迷わず救急車を呼んで下さい。命にかかわる問題です。  
体面や体裁より人一人の命の重さを尊重して下さい。  
重大な事故となり、あの時救急車を呼んでいればと思っても手遅れです。

事故があった際には、救急車を呼ぶことはもとより、関係する教職員（担任、サークル部長、学生課等）に報告して下さい。

また、アルコール・ハラスメント、困っていること、気になること等なんでも気軽に学生課や保健室に相談して下さい。プライバシーは厳正に守られます。

- ※ 1, 2については、医師法により医師免許が交付されないこともあります。
- ※ 2, 3の詳細は次のページを参照してください。

平成27年12月10日  
学生生活委員長

## ●アルコール・ハラスメントの禁止

### ・飲酒の強要

上下関係，部の伝統，集団によるはやしたて，罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ，飲まざるをえない状況に追い込むこと。

### ・イッキ飲ませ

場を盛り上げるために，イッキ飲みや早飲み競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと，早飲みも「イッキ」と同じ。

### ・意図的な酔いつぶし

酔いつぶすことを意図して，飲み会を行なうこと。傷害行為にもあたる。吐くための袋やバケツ，「つぶれ部屋」を事前に用意する行為も該当する。

### ・飲めない人への配慮を欠くこと

本人の体質や意向を無視して飲酒を勧める，宴会に酒類以外の飲み物を用意しない，飲めないことをからかったり侮辱する，など。

### ・酔ったうえでの迷惑行為

酔ってからむこと，悪ふざけ，暴言・暴力，セクハラ，その他のひんしゆく行為。

## ●飲酒事故の防止

### <酔いつぶれた場合の介護>

- ・絶対に1人にせず目を離さない
- ・体温の低下を防ぐ
- ・衣服を緩める
- ・横向きにさせ気道を確保し自然に吐かせる（嘔吐物で窒息するのを防ぐ）

### <以下のような状態になった場合は，すぐに救急車を呼ぶこと>

- ・大きないびきをかいて，つねったりしても反応がない
- ・ゆすって呼びかけても，まったく反応がない
- ・体温が下がり，全身が冷たくなっている
- ・口から泡をふいている
- ・呼吸が異常に早くて浅い，または時々しか息をしていない
- ・尿や便の失禁

※症状は個人によって違うので，おかしいと感じたときは迷わず救急車を呼ぶこと